

## 鳥取養護学校における医療的ケア等の体制整備について

平成27年8月21日

特別支援教育課

教育総務課

鳥取養護学校において、平成27年5月22日に看護師（非常勤職員）全員（6人）が辞意を表明し、その後結果として5人の看護師が辞職したため、同校において医療的ケアを要する児童・生徒の一部が登校できない事態となったことを受け、このような事態の再発防止等を目的として教育総務課行政監察担当が調査を行いました。

調査結果を踏まえて、鳥取養護学校及び特別支援教育課で改善策を検討しているところですが、その検討状況を報告します。

調査結果における改善提案	具体的改善策（案）
<p>(1) 医療的ケアの内容・方法等の決定について</p> <p>①医療的ケアの内容の決定・変更方法</p> <p>○学校医の指示書によるケアの決定・変更の徹底と学校における内容の検討</p> <p>②医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等</p> <p>○保護者からの要望の処理手順の明確化と看護師・学校医意見の反映</p> <p>○要望内容・処理結果の文書化</p> <p>○要望・苦情等への対応要領の作成</p> <p>○医療的ケアの基本手順の制定</p> <p>○ケアのタイムスケジュールに関する保護者との共通理解の醸成</p> <p>○各児童・生徒に係る医療的ケアに関する手順の再整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア内容の決定（・変更）については、書面で申請することを保護者に対して周知徹底するため、6月26日の保護者説明会の時に説明したところである。なお、今後も年度当初の医療的ケアに関する保護者面談、医療的ケア説明会及び学期末懇談の機会をとらえて説明する。</li> <li>・ケア内容の決定（・変更）方法を図式化するなど、教職員に対して徹底する。</li> <li>・ケア内容が学校で対応できる範囲かどうか、学校医、看護師が参加した校内委員会で十分検討を行う。</li> <li>・「医療的ケアが必要な県立特別支援学校幼児児童生徒学習支援事業実施要項」にケア内容の変更手続きを明記する。（10月中に要項改正する予定。）</li> <li>・児童・生徒の状況や学校の運営体制によるケア内容の変更（水分の注入量、ケア時間の変更等）については、あらかじめ保護者、主治医、学校医、看護師等と協議をして定めておく。</li> <li>・保護者からの相談・要望窓口を学校管理職（教頭、学部主事）として明確化した。</li> <li>・保護者からの要望等に対する「対応要領」を作成（夏休み明けまでに）する。 （処理を確実にを行うための「様式」の作成、要望等に対しては「文書」で回答することなどについて規定。）</li> <li>・学校における医療的ケアに関する考え方（タイムスケジュールに関する保護者との共通認識の醸成を含む。）について、年度当初の医療的ケアに関する保護者面談及び医療的ケア説明会で説明するとともに、学期末懇談の機会をとらえて説明する。</li> <li>・現在作成されている児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書を保護者と再点検する。</li> </ul>

<p>(2) 看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師のカンファレンス等への参加</li> <li>○修学旅行等のスケジュール作成における看護師との打合せの実施</li> <li>○常勤看護師の配置検討</li> <li>○保護者要望の検討に係る看護師意見の聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤看護師の配置については、9月補正による対応を検討中である。</li> <li>・常勤看護師が医療的ケアに関わる各種会議に出席する。</li> <li>・常勤看護師が看護師（非常勤）の医療的ケアに関わる各種会議への参加計画を作成し、必要な会議に出席できるよう調整する。また、学校行事を計画する際には、校内委員会での検討を含め、看護師と教員との事前協議の時間を設定する。</li> <li>・保護者からの要望等に対する「対応要領」の中で、検討過程においては看護師の意見を聴取することを明記する。</li> </ul>
<p>(3) 人員配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師の予算上の人役（時間数）の再算定と人員確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日5人体制での対応を6人体制に増員して対応することとし、人役（時間数）の増を図った。</li> <li>・看護師（非常勤）が医療的ケアに関わる各種会議、資質向上のための研修会に参加できるよう、有給休暇の取得を含め、無理のない勤務体制となるよう予算・人員確保を行っていく。</li> </ul>
<p>(4) 看護師の勤務条件等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有給休暇の適切な付与</li> <li>○勤務時間外における勤務の解消</li> <li>○看護職賠償責任保険への加入の推奨等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇付与日数を職員へ明示するとともに、請求があった場合は原則取得できるよう運用を徹底する。</li> <li>・通常想定される業務は所定勤務時間内に行えるよう徹底する。</li> <li>・看護職賠償責任保険制度の案内を行う。</li> </ul>
<p>(5) 学習及び医療的ケアの環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習・医療的ケアの環境整備のためのルール作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月26日の保護者説明会の時に、医療的ケア実施に当たっての環境づくり等お願いをしたところである。</li> <li>・今後も、医療的ケア説明会や学期末懇談などの機会をとらえて理解を深めていただくように努める。</li> </ul>